

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規
則

県立学校の授業料及び県管社会体育施設等の使用料の減
免に関する規則の一部を改正する規則

◇教委規則 鳥取県管ライフル射撃場の管理に関する規則

規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県規則第三十三号

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)
の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第六条の二関係)

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 小居室 | | 区 分 | 金 額 (一人月額) |
|-------|---------|----------------|------------------------|
| | | 経済的事情 による区分 | 一人で使用する場合 二人で使用する場合 |
| C 六階層 | 五四、〇二〇円 | A 階層 | 四〇、三二〇円 三九、三二〇円 |
| C 五階層 | 五二、三二〇円 | B 階層 | 四三、〇二〇円 四二、〇二〇円 |
| C 四階層 | 五〇、七二〇円 | C 一階層 | 四五、七二〇円 四四、七二〇円 |
| C 三階層 | 四九、〇二〇円 | C 二階層 | 四七、三二〇円 四六、三二〇円 |
| C 二階層 | 四七、三二〇円 | | |
| C 一階層 | 四五、七二〇円 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 大居室 | | | | | | | | | | | | | | | |
| C 十階層 | C 九階層 | C 八階層 | C 七階層 | C 六階層 | C 五階層 | C 四階層 | C 三階層 | C 二階層 | C 一階層 | B 階層 | A 階層 | C 十階層 | C 九階層 | C 八階層 | C 七階層 |
| 六一、四二〇円 | 六〇、〇二〇円 | 五八、三二〇円 | 五六、七二〇円 | 五五、〇二〇円 | 五三、三二〇円 | 五一、七二〇円 | 五〇、〇二〇円 | 四八、三二〇円 | 四六、七二〇円 | 四四、〇二〇円 | 四一、三二〇円 | 六〇、四二〇円 | 五九、〇二〇円 | 五七、三二〇円 | 五五、七二〇円 |
| 六〇、四二〇円 | 五九、〇二〇円 | 五七、三二〇円 | 五五、七二〇円 | 五四、〇二〇円 | 五二、三二〇円 | 五〇、七二〇円 | 四九、〇二〇円 | 四七、三二〇円 | 四五、七二〇円 | 四三、〇二〇円 | 四〇、三二〇円 | 五九、四二〇円 | 五八、〇二〇円 | 五六、三二〇円 | 五四、七二〇円 |

備考

1 経済的事情による区分は、それぞれ次のとおりとする。

A階層 市町村民税を納付することを要しない者

B階層 市町村民税のうち均等割のみ納付することを要する者

C一階層 市町村民税のうち所得割を納付することを要し、かつ、

所得税を納付することを要しない者

C二階層 七、三〇〇円以下の所得税を納付することを要する者

C三階層 七、三〇一円以上一四、九〇〇円以下の所得税を納付す

ることを要する者

C四階層 一四、九〇一円以上二二、二〇〇円以下の所得税を納付

することを要する者

C五階層 二二、二〇一円以上二九、七〇〇円以下の所得税を納付

することを要する者

C六階層 二九、七〇一円以上三七、二〇〇円以下の所得税を納付

することを要する者

C七階層 三七、二〇一円以上四四、六〇〇円以下の所得税を納付

することを要する者

C八階層 四四、六〇一円以上五二、二〇〇円以下の所得税を納付

することを要する者

C九階層 五二、二〇一円以上五九、八〇〇円以下の所得税を納付

することを要する者

C十階層 五九、八〇一円以上の所得税を納付することを要する者

2 暖房期間中は、この表に定める額に一人月額一、六〇〇円を加算する。

附 則

この規則は、昭和五十七年七月一日から施行する。

鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十四号

鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立福原荘管理規則（昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

| 区 分 | 経済的事情による区分 | | 金 額（一人月額） | |
|-------|------------|-----------|-----------|-----------|
| | 一人で使用する場合 | 二人で使用する場合 | 一人で使用する場合 | 二人で使用する場合 |
| A 階層 | 四〇、三二〇円 | 三九、三二〇円 | 四四、七二〇円 | 四二、〇二〇円 |
| B 階層 | 四三、〇二〇円 | 四二、〇二〇円 | 四五、七二〇円 | 四四、七二〇円 |
| C 一階層 | 四五、七二〇円 | 四四、七二〇円 | | |

| 大居室 | | | | | | 小居室 | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| C 五階層 | C 四階層 | C 三階層 | C 二階層 | C 一階層 | B 階層 | A 階層 | C 十階層 | C 九階層 | C 八階層 | C 七階層 | C 六階層 | C 五階層 | C 四階層 | C 三階層 | C 二階層 |
| 五三、三二〇円 | 五一、七二〇円 | 五〇、〇二〇円 | 四八、三二〇円 | 四六、七二〇円 | 四四、〇二〇円 | 四一、三二〇円 | 六〇、四二〇円 | 五九、〇二〇円 | 五七、三二〇円 | 五五、七二〇円 | 五四、〇二〇円 | 五二、三二〇円 | 五〇、七二〇円 | 四九、〇二〇円 | 四七、三二〇円 |
| 五二、三二〇円 | 五〇、七二〇円 | 四九、〇二〇円 | 四七、三二〇円 | 四五、七二〇円 | 四三、〇二〇円 | 四〇、三二〇円 | 五九、四二〇円 | 五八、〇二〇円 | 五六、三二〇円 | 五四、七二〇円 | 五三、〇二〇円 | 五一、三二〇円 | 四九、七二〇円 | 四八、〇二〇円 | 四六、三二〇円 |

| | | |
|-------|---------|---------|
| C 六階層 | 五五、〇二〇円 | 五四、〇二〇円 |
| C 七階層 | 五六、七二〇円 | 五五、七二〇円 |
| C 八階層 | 五八、三二〇円 | 五七、三二〇円 |
| C 九階層 | 六〇、〇二〇円 | 五九、〇二〇円 |
| C 十階層 | 六一、四二〇円 | 六〇、四二〇円 |

備考

1 経済的事情による区分は、それぞれ次のとおりとする。

A階層 市町村民税を納付することを要しない者

B階層 市町村民税のうち均等割のみ納付することを要する者

C一階層 市町村民税のうち所得割を納付することを要し、かつ、

所得税を納付することを要しない者

C二階層 七、三〇〇円以下の所得税を納付することを要する者

C三階層 七、三〇一円以上一四、九〇〇円以下の所得税を納付す

ることを要する者

C四階層 一四、九〇一円以上二二、二〇〇円以下の所得税を納付

することを要する者

C五階層 二二、二〇一円以上二九、七〇〇円以下の所得税を納付

することを要する者

C六階層 二九、七〇一円以上三七、二〇〇円以下の所得税を納付

することを要する者

C七階層 三七、二〇一円以上四四、六〇〇円以下の所得税を納付
することを要する者

C八階層 四四、六〇一円以上五二、二〇〇円以下の所得税を納付
することを要する者

C九階層 五二、二〇一円以上五九、八〇〇円以下の所得税を納付
することを要する者

C十階層 五九、八〇一円以上の所得税を納付することを要する者
2 暖房期間中は、この表に定める額に一人月額一、六〇〇円を加算
する。

附 則

この規則は、昭和五十七年七月一日から施行する。

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十五号

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通勤寮管理規則（昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号）
の一部を次のように改正する。

別表の表中「一三、四一〇円」を「一四、二四〇円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十七年七月一日から施行する。

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十六号

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立健康増進センター管理規則（昭和五十一年四月鳥取県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

健康増進センターの利用時間は、午前九時から午後四時まで（鳥取県立東部健康増進センターの土曜日の利用時間並びに鳥取県立西部健康増進センター及び鳥取県立中部健康増進センターの火曜日の利用時間は、午前九時から午前十一時三十分まで）とする。ただし、次に掲げる施設（以下「体育施設等」という。）の利用時間は、知事が別に定める。

一 鳥取県立東部健康増進センターのテニスコート及びバレーボールコート

二 鳥取県立西部健康増進センターのトレーニングホール
 三 鳥取県立中部健康増進センターのトレーニングホール及び入浴施設

第二条第三項中「体育施設」を「体育施設等」に改める。

第三条第一項第二号中「鳥取県立西部健康増進センター」を「鳥取県立西部健康増進センター及び鳥取県立中部健康増進センター」に改め、同条第四項中「体育施設」を「体育施設等」に改める。

様式第一号のその一中「（東部・西部）」を「（東部・西部・中部）」に改め、同様式のその二中「体育施設」を「体育施設等」に、「（東部・西部）」を「（東部・西部・中部）」に改め、同様式のその三中「体育施設」を「体育施設等」に、「（東部・西部）」を「（東部・西部・中部）」に改め、

| 利用区分 | 内容 |
|------|------|
| 1 | 健康診断 |
| 2 | 体力測定 |
| 3 | 体育指導 |

| 利用区分 | 内容 |
|------|------|
| 1 | 健康診断 |
| 2 | 体力測定 |
| 3 | 体育指導 |
| 4 | 入浴 |

（一般診断）
 エックス線診断
 エックス線写真診断
 眼底写真診断
 成人病診断

（一般診断）
 エックス線診断
 エックス線写真診断
 眼底写真診断
 成人病診断

西 部

鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則をここに公布する。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十四号）の規定に基づき、鳥取県営ライフル射撃場（以下「射撃場」という。）の管理に関する事項を定めることを目的とする。

(使用できる銃の種類)

第二条 射撃場において射撃のために用いることのできる銃の種類は、スモールポア・ライフル射撃場にあつてはライフル銃（口径五・六ミリメートルのへり打ちのものに限る。）、エア・ライフル射撃場にあつては空気銃（口径四・五ミリメートルのものに限る。）とする。

2 教育委員会が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、スモールポア・ライフル射撃場において、同項の空気銃を用いることができる。

(開場時間)

第三条 射撃場の開場時間は、午前九時から午後八時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 教育委員会は、前項ただし書の規定により開場時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示するものとする。

(休場日)

第四条 射撃場の休場日は、次のとおりとする。

一 月曜日

二 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休場し、又は休場日に開場することができる。

3 前条第二項の規定は、前項の規定により臨時に休場し、又は休場日に開場する場合に準用する。

(利用の申込み)

第五条 射撃場を貸切りの方法で利用しようとする者は様式第一号による申込書を、貸切り以外の方法で利用しようとする者は様式第二号による申込書を教育委員会に提出しなければならない。

(利用許可書の交付)

第六条 教育委員会は、射撃場の利用の許可をしたときは、射撃場を貸切りの方法で利用する者に対しては様式第三号による利用許可書を、貸切り以外の方法で利用する者に対しては様式第四号による利用許可書を交付するものとする。

(利用許可書等の提示)

第七条 射撃場の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、射撃施設の利用を開始しようとするときは、次に掲げる書類を射撃場の職員に提示しなければならない。

一 前条に規定する利用許可書

二 銃剣刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第七条第一項に規定する許可証

(行為の制限等)

第八条 射撃場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 射撃場の施設設備をき損し、又は汚損する行為

二 他人に迷惑を及ぼす行為

三 その他教育委員会が定める行為

2 教育委員会は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、射撃場への入場を拒み、又は射撃場からの退去を命ずることができる。

(監督)

第九条 教育委員会は、射撃場の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(利用の許可の取消し)

第十条 教育委員会は、利用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、利用の許可を取り消すことができる。

一 許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

二 前条の命令又は指示に従わないとき。

三 その他射撃場の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(施設設備の滅失等の届出)

第十一条 利用者は、射撃場の施設設備を滅失し、又はき損したときは、直ちに、その旨を教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用料の減免の申請)

第十二条 射撃場の使用料の減免を受けようとする者は、様式第五号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(雑則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、射撃場の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和五十七年七月一日から施行する。

様式第2号 (第5条関係)

鳥取県営ライフル射撃場利用申込書

職 氏 名 殿

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申込者 氏 名

生年月日

電話番号

㊦

次のとおり鳥取県営ライフル射撃場を利用したいので、申し込めます。

| | |
|----------|-------------------------------|
| 利用の目的 | |
| 利用施設 | 1 スモールボア・ライフル射撃場 2 エア・ライフル射撃場 |
| 利用期間 | 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで |
| 利用設備 | |
| 使用する銃の種類 | |
| 銃所持許可証番号 | |
| 銃所持許可年月日 | |
| 銃許可番号 | |
| 銃番号 | |
| 摘要 | |

様式第3号 (第6条関係)

鳥取県営ライフル射撃場貸切利用許可書

住 所

氏 名 殿

年 月 日

職 氏 名 ㊦

次のとおり鳥取県営ライフル射撃場の利用を許可します。

| | |
|--------------|-------------------------------|
| 利用の目的 | |
| 利用施設 | 1 スモールボア・ライフル射撃場 2 エア・ライフル射撃場 |
| 利用期間 | 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで |
| 利用設備 | |
| 使用料 | 円 |
| | 施設使用料 円 |
| | 設備使用料 円 |
| 許可の条件 | |
| 射撃をすることができる者 | 別紙のとおり |
| 利用責任者 | 氏 名 |
| | 住 所 |
| | 電話番号 |
| 摘要 | |

様式第5号 (第12条関係)

鳥取県営ライフル射撃場使用料減免申請書

職 氏 名 殿

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□
住 所
申請者 氏 名
電話番号



次のとおり鳥取県営ライフル射撃場の使用料を減免していただきますよう申請します。

| | | | | | | |
|------------|-------------|-------------|----------------|--|---|--|
| 利用の目的 | | | | | | |
| 利用施設 | | | | | | |
| 利用期間 | 年 月 日 時 分から | 年 月 日 時 分まで | | | | |
| 使用料 | 円 | | 施設使用料 | | 円 | |
| | 円 | | 設備使用料 | | 円 | |
| | 円 | | 施設使用料 設備使用料 | | 円 | |
| 減免申請の額 | 円 | | | | | |
| 減免を必要とする理由 | | | | | | |
| 要 摘 | | | | | | |

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む。)】